

「都道府県域を越える広域自治体行政の強化についての提言」を公表

当会は、各地域がそれぞれの実情や強みに合わせた独自の施策を実行できる地方分権・広域行政の推進に向けて長年活動してきた。特に、2010年に設立された関西広域連合とは、関西地域の発展という共通の目標に向け、連携してさまざまな事業に取り組んでいる。

現在、政府の第33次地方制度調査会において、国と地方の役割分担のあり方や、都道府県域を越えた広域的な課題への対応を円滑に行うための方策などが議論されている。この機会をとらえ、当会は関西広域連合と共同で意見書を取りまとめ、2022年9月13日に公表した。今号ではその内容を解説する。

第33次地方制度調査会と意見書取りまとめの背景

地方制度調査会（以下、地制調）は、内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議するための審議会で、委員は学識経験者や国会議員、そして地方六団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会など）の長の計30名で構成されている。第33次の地制調は2022年1月から開始されており、DXの進展および新型コロナウイルス感染症への対応で直面した課題等をふまえ、国と地方公共団体および地方公共団体相互間の関係といった地方制度のあり方について約2年間審議が行われる。

この機会をとらえ、当会は関西広域連合と共同で「都道府県域を越える広域自治体行政の強化についての提言～第33次地方制度調査会の審議に向けて～」を取りまとめ、9月13日に公表した。本意見書について以下に解説する。

意見書の概要 ※ゴシックは意見書本文からの引用

問題意識

人口減少が深刻化するわが国において持続的成長を実現するには、全国各地の広域ブロックが日本全体の成長をけん引する核となり、「分権・分散型社会」の構築に取り組んでいかなければならない。各ブロックが地域の実情や強みに合わせた独自の施策を広域的に展開することで、経済活動や住民サービスの向上に資するほか、激甚化・頻発化する自然災害など非常時における首都機能バックアップの役割も期待される。

また、新型コロナウイルス感染症への対応におい

ては、都道府県や保健所が設置されている市が最前線を担うなかで、国と地方の役割分担の不明瞭さや、生活圈・経済圏が一体的な地域において都道府県域を越えた広域調整を行う仕組みの不備といった課題が浮き彫りとなった。

こうした課題をふまえると、都道府県域を越えて資源の共有・最適配分や政策の調整を行い、広域ブロックを機能強化することは、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太の方針）に記載されている「分散型国づくりを進める」ことや、「地方発のボトムアップ型の経済成長」をめざすことにもつながる。「広域行政ブロック単位の広域連合*1」である関西広域連合は、全国で唯一の府県域を越える広域自治体（特別地方公共団体）であり、関西全体の広域行政を担う主体としての実績を着実に積み上げてきた。こうした関西広域連合の事例を参考に、広域ブロックの機能強化に有用かつ現実的なスキームである「都道府県域を越える広域連合の活用」を全国で推進することが必要である。

国と地方の関係の再構築

意見書では、現在の国と地方の関係は責任と負担の所在が必ずしも一致しない状況にあり、この関係から脱却し、各地域が特性に合わせた独自の政策を実行できる真の分権型社会をめざすためには、国と地方自治体の役割分担の明確化と地方分権改革に関する抜本的な議論を行うべきと主張している。

また、地方分権改革を着実に推進することを目的として導入された「提案募集方式」は、具体的な支障事例を地方側から示すことが要件とされているため、その成果は既存法制下における事務の効率化・

合理化といった事後的な改善にとどまっている。こうした状況に鑑み、具体的な支障事例の発生を待つのではなく、事前に課題を抽出してその対処方法を国と地方で議論するといった、事前対処型の議論の場を創設することを提案している。

■「広域行政ブロック単位の広域連合」の役割の抜本的拡充

広域連合制度は、広域行政需要への対応と権限移譲の受入体制整備という趣旨のもと、第23次地制調の答申を受けて1994年に創設された制度であるにもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいない。したがって、国と地方の役割分担の中に広域行政ブロック単位の広域連合を位置づけることで、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることを法制化すべきであるとしている。

また、法律に基づいて設置されている「国と地方の協議の場^{*2}」については、現在、地方側の参加主体が地方六団体に限られているが、都道府県をまたぐ広域課題などについて議論する際には、広域行政ブロック単位の広域連合が当事者として参加することを制度化すべきであると提案している。

■「広域行政ブロック単位の広域連合」の権限移譲要請権の抜本的拡充

広域行政ブロック単位の広域連合が、権限移譲を国に要請できる事務は、地方自治法により当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部に限定されており、意見書では構成団体から広域連合に密接に関連する事務を持ち寄るための広域連合規約の変更等、広域連合側に相当な負担を求めていると指摘している。一方で、要請を受けた国側の処理スキームは全く整備されていないことから、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであり、実質的に行使に着手できない制度となっていることを問題点としてあげている。そのため、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等を明確化することや、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとするを明確化するよう求めている。

また、広域連合制度の趣旨である国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、その実現をはかる具体的な手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区(仮称)」を導入すべきとしている。また、国土形成計画の地方版である「広域地方計画」のように複数の都道府県にまたがる計画や、中小企業等経営強化法における経営革新計画の承認のように2以上の都道府県にまたがるために国の事務となっているものについては、「地方分権特区(仮称)」を活用し、広域行政ブロック単位の広域連合への権限移譲を進めることなども盛り込んでいる。

地方分権・広域行政の推進に向けて

本意見書について、当会の松本会長は関西広域連合の仁坂連合長とともに地制調の市川会長および内藤総務審議官に対し9月13日に要望活動を実施した。

松本会長は、当会が関西広域連合の設立以来、意見交換を行いながら官民で連携して関西の発展のために取り組みを続けていることを紹介し、関西のようなブロック単位の広域連合を全国で設立することの重要性を訴えた。内藤審議官からは、「関西広域連合の活動は注視しており、その実績は他地域における広域行政ブロック単位の広域連合設立への機運醸成につながると期待している」との発言があった。

当会は地方分権・広域行政をさらに推進するべく、引き続き関西広域連合と連携しながら、強く働きかけを行っていく。

- *1 各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県および域内指定都市が加入する広域連合をいう。
- *2 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画および立案並びに実施について、国と地方が協議を行う場。2011年4月に成立した「国と地方の協議の場に関する法律」に基づき、開催されている。

(地域連携部 矢野ひとみ)



内藤総務審議官への要望活動の様子